

○秋田県建設業審議会条例

平成六年六月二十八日

秋田県条例第三十四号

秋田県建設業審議会条例をここに公布する。

秋田県建設業審議会条例

(設置)

第一条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十九条の二第一項の規定に基づき、秋田県建設業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織及び委員の任期)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第三条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第五条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任規定)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略